

仕事と育児・介護の両立を目指す

育児休業法——すべての事業所に適用
介護休業制度——7年10月からスタート



家庭介護教室で学ぶみなさん

少子・高齢化が進む中

家族の介護の問題は育児の問題とともに、労働者が仕事を継続する上で大きな課題となっています。

このため昨年6月、従来の育児休業法が大幅に改正され、介護休業制度の法制化と育児や家族の介護の支援措置を盛り込んだ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となりまし

た。

これにより、介護の必要な家族を抱える労働者が仕事を辞めることなく一定期間介護のために休むことができる介護休業制度が法制化されました。

この改正により、7年10月から事業主はできる限り早く介護休業制度等を設ける努力が求められる、11年4月からは、一律に事業主の義務となります。

A 久しぶりだね。しばらく会わなかったけれど……。

B 子どもが生まれてね。うち夫婦共働きだろ。だから、育児休業をとって、子育てに専念していたというわけさ。

A 男も育児休業するところができるのか。

B うん。育児のために仕事を休めるのは、育児休業法で一歳未満の子どもを養育する男女労働者とされているからね。

A うちでは父が病気になるっちゃってね。でも介

護のために仕事を休むわけにはいかないし、悩んでいるんだ。

B 育児休業法が改正されて、介護休業制度が法制化されたのを知らないの？事業主に休業開始予定日と

家族の世話のための 休みが取りやすくなる

休業終了予定日などを申し

出れば介護のために休むことができるようになったんだよ。

A 本当かい。どれくらいの期間休めるんだい？

B 三か月。ただし連続し

度の対象者なんだよ。

A いつから施行されるの？

B 平成十一年四月一日になつていんだけど、七年の十月一日からすべての事業主は法律になつた介護

休業制度を設けるよう努め

なければならぬことになつていんだ。

A 申し出る際に注意することがあつたら教えてくれないか？

B 育児休業の場合もそうなんだが、就業規則などを読まなければならぬよ。休業期間中の賃金などについても定められているし……。

A 詳しく聞くには、どこに問い合わせればいいんだい？

B 県婦人少年室（☎043(22)2307）に聞けば教えてくれるはずだよ。

介護休業とは

- 労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3か月の期間、要介護状態にある一定範囲の家族1人につき1回、介護のための休業をとることができます。
- 介護休業が義務付けられるのは、平成11年4月1日ですが、事業主には、それまでの間においてもできる限り早く、法に沿った介護休業制度や勤務時間短縮等の措置を設ける努力義務が課されています。
- 育児休業については、既に、すべての事業主に義務付けられており、労働者は、事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで、育児のための休業をとることができます。



栗山川に春咲きの花苗植えつけ

町内各地で環境美化運動のボランティア活動が盛んに行われています。「栗山川を花街道にしよう会」の秋の花苗植えつけが10月26日行われました。草刈りした跡にアジサイ、サツキの株、春咲きの花苗を木戸橋周辺に植えました。空き力ンやゴミを拾いきれいになりました。写真。堤防には可憐なコスモスが満開になっていました。

通信員 山辺光男(木戸)